決議 9.24(CoP16 で改正)* [仮訳]

附属書 | および || の改正基準

第9回締約国会議(フォートローダーデール、1994年)で採択された決議9.24の中で、基準、定義、注、ガイドラインの科学的有効性および異なる生物分類群へのそれらの適用可能性に関し、この決議の本文ならびに付記を第12回締約国会議前に全面的に再検討するよう勧告したことを想起し、

この再検討の手続きを承認し、決定 12.97¹ に明記したた締約国会議、第 12 回会合(サンティアゴ、2002 年)を想起し、

附属書 I と II に掲げられる種を特定する条約第2条 第1項および2項の基本原則を考慮に入れ、

ある種を附属書Iに掲げるためにはその種が生物学 上並びに取引上の基準を満たさなければならないこと を認識し、

条約第2条2(a)項は、種の存続に反する利用を回避するため、絶滅の脅威にさらされるおそれのある種の附属書IIへの掲載を規定していることを想起し、

この条項の適切な履行のためには、生物学上と取引 上両方の要因を考慮した適切な基準の採択が必要であ ることを認識し、

条約第2条2(b) 項は、条約第2条2(a) 項に従って 附属書 II に掲げられたある種の標本の取引に対して有 効な規制を加えるために規制対象としなければならな い種の附属書 II への掲載のみを規定していることを想起し、

一方、効果的に管理された附属書 I に掲げられた種の標本の取引に対して有効な規制を加える必要性が生じた場合にも、この条項は適用すべきであることを考慮に入れ、

締約国またはそれに代わる事務局は関連する締約国 会議決議に従い、改正案の対象となる種の生息国と協 議すべきであり、また事務局は条約第15条1(a)項に 従い全締約国と協議すべきであることを認識し、

条約の同条に従い、事務局が海洋生物種に関係する 機能を持つ政府間団体と協議すべきであることをさら に認識し、

事務局は改正案の対象となる何らかの種に関係する 機能を持つ他の政府間団体とも協議すべきであること を考慮し、 あらゆる野生動植物の国際取引が条約の条項に基づいて行われることを想起し、

条約に関係する事柄、特に附属書 I ならびに II の改正基準の適用について開発途上国に技術援助を提供する必要性に関し、第3回締約国会議(ニューデリー、1981年)で採択された決議3.4の重要性を強調し、

条約の附属書改正の決定は確実で関連性のある科学情報を基礎とし、社会経済的要因を考慮に入れ、そのような改正について合意された生物学的ならびに取引上の基準を満たすよう保証するという目的に留意し、

不確実性がある場合はリオ原則 15「予防的アプローチ」の適用の重要性を認識し、

条約締約国会議は以下の付記を決議の一部として採 択する。

付記 1: 附属書 I のための生物学的基準

付記 2a:条約第2条2(a)項に基づく附属書IIへの

種の掲載基準

付記 2b: 条約第2条2(b) 項に基づく附属書Ⅱへの 種の掲載基準

付記 3: 特殊な場合 付記 4:予防措置

付記 5: 定義、解説、ガイドライン

付記 6: 附属書改正提案書式

附属書 I または II の改正の提案を審議するにあたり、種の状態に関し、あるいは取引が種の保護に及ぼす影響に関し、予防的アプローチの観点により不確実な要素があった場合、締約国は当該種の保護にとっての最善を期して行動し、その種にとって予測される危険に応じた対策をとることを決議する。

附属書 I と II の改正案について考える場合、以下の項目を適用することを決議する。

- a) 付記 1 に列挙された生物学的基準のうち少なくと もひとつが満たされる場合、取引による影響を受 けるかあるいは受ける可能性のある種は、条約第 2条 1 項に従って附属書 I に掲載するものとする。
- b) 付記 2a に列挙された附属書 II の基準を満たすい かなる種も、条約第 2 条 2(b) 項に従って附属書 II に掲載するものとする。
- c) 付記 2b に挙げた基準を満たせば種を第 2 条 2(b) 項の規定に従い附属書 II に掲げる。

^{*} 第13回、第14回締約国会議の後に事務局により訂正され、さらに決定14.19 および第58回常設委員会で採択された決定に従って事務局により改正。その後、第15回締約国会議に従って事務局によって改正。さらに第16回締約国会議で修正。

¹ 第13回締約国会議で削除された。

- d) どの単一の種も、同時に複数の附属書に掲載することはできない。
- e) しかし、亜種、個体群、または種の他の下位分類は、付記3の関連基準に従い、同時に異なる 附属書に掲載することができる。
- f) 上位分類群は付記3の関連基準を満足する場合 にのみ附属書に掲載すべきである。
- g) 雑種は野生において明確かつ安定した個体群を 形成する場合にのみ、特に附属書に掲載できる。
- h) 取引されているすべての標本が飼育繁殖あるい は人工繁殖されている種の場合、野生からとら れた種の取引が行われる可能性がごくわずかで あれば、附属書に掲載すべきではない。
- i) 付記 1 に列挙された基準を満たさないことを実証する十分なデータが得られる附属書 I 掲載種は、付記 4 に列挙された関連予防措置に従うことを条件として 附属書 II に移すものとする。
- j) 条約第2条2(a) 項に従って附属書 II に掲載されている種で、付記2a に列挙された基準を満たさないものは、付記4に列挙された関連予防措置に従うことを条件として削除する。また、削除の対象となる種に類似しているか、あるいはそれに関連する理由で条約第2条2(b)項に従って掲載されている種も、関連予防措置に従うことを条件として削除する。そして
- k) 当該種の管理に関して権限を持つ政府間組織の 見解がもしあれば、考慮に入れるものとする。

附属書IとIIを改正するための提案は、入手可能な 最善の情報に基づいて、適切であれば、付記6の書式 で提示されるべきであることを決議する。

附属書改正提案の提出を検討している締約国に対 し、根拠とする学名命名法に関して何らかの疑義が存 在する場合は、提案の提出に先立ち、可能な限り早く、 動物委員会または植物委員会の学名命名専門家と協議 するよう促す。

種を附属書 I に移行するか、または著しい取引の再検討の規定に従い、検討中の種に対してゼロ輸出割当量を定めるという提案を提出する提案者に対し、その再検討に関する適用可能な知見を考慮に入れるよう奨励する。

附属書 I または II の改正案に対する注釈は適用可能な締約国会議決議に従って作成され、影響を受ける部分並びに派生物に関して具体的かつ正確であり、野生資源の取引および需要において優位を占める部分並びに派生物を含み、可能な限りの範囲で既存の注釈と調和すべきであることを決議する。

十分な関連生物学データが入手できる場合、改正案 を裏付ける提案文書に数値評価を盛り込むよう締約国 に奨励する。

この条約で与えられる保護の有効性を監視するため、生息国と提案者は、資金を得られることを条件として、附属書 I と II に掲載された種の状態を、動物委員会、植物委員会の協力を得て、定期的検討を行うものとすることを決議する。

締約国と協力組織に対し、附属書改正案の準備、管理計画の立案、附属書への種の掲載の有効性の検討において、要望があればそれに応じて財政面・技術面の援助を提供するよう呼びかける。締約国は広義の生物多様性という意味でこれらの目的を達成するため、他の利用可能な国際機構や手段の利用を受け入れるものとする。

決議 1.3 (ベルン、1976 年) の一部を廃止する一特定の状況における附属書 II または III からの種の削除 -a) 項

付記1 附属書 I の生物学的基準

以下の基準は、付記5に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

以下の基準のうち**少なくとも**ひとつを満たす、もしくは満たす見込みが高い場合、その種は絶滅のおそれがあるとみなされる。

- A. 野生個体群が小さく、以下のような特性のうち**少 なくとも**ひとつを持つ。
 - i) 個体数または生息地の面積および質において、 衰退が観察、推定あるいは予測される。

- ii) 各地域個体群が非常に小さい。
- iii) 個体の大半が、一世代あるいはそれ以上の期間、 地理的に集中する。
- iv) 個体数の短期的変動が大きい。または
- v) 内的または外的要因による高い脆弱性。
- B. 野生個体群の分布面積が制限され、以下のうち**少なくとも**ひとつの性質を持つ。
 - i) 分断化またはきわめて少数の場所に生息。
 - ii) 分布面積または地域個体群の数における大きな変動。

- iii) 内的または外的要因による高い脆弱性。または
- iv) 以下の項目のいずれかにおいて衰退が観察、 推定、あるいは予測される。
 - 分布面積
 - 生息地の面積
 - 地域個体群の数
 - 個体数
 - 生息地の質、または
 - 加入量
- C. 野生での個体数における衰退が、以下の**いずれか** に該当する。

- i) 現在進行中あるいは過去に発生した(だが、 再発の可能性がある)ことが観察されている。 または
- ii) 以下のいずれかに基づき推定または予測される。
 - 生息地の面積における減退。
 - 生息地の質における減退。
 - 捕獲採取のレベルまたはパターン。
 - 一内的または外的要因による高い脆弱性。または
 - 加入量の減少

付記 2a 条約第2条2(a)項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準は、付記5に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

入手可能な取引データおよび野生個体群の状態ならびに傾向に関する情報に基づき、以下の基準の**少なくとも**ひとつを満たす時、種を附属書 II に掲げるものとする。

A. 近い将来に附属書 I への掲載が適格となる事態 を回避するために、その種の取引の規制が必 要であることが判明しているか、または推論あるいは予測できる。または

B. 野生からの標本の捕獲採取が、その継続または その他の影響によって、種の存続が脅かされ る水準にまで野生個体群を縮小させないよう 保証するために、その種の取引の規制が必要 であることが判明しているか、または推論あ るいは予測できる。

付記 2b 条約第2条2(b)項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準の**いずれかひとつ**を満たす場合、第2条 2(b) 項に従い種を附属書 II に掲げることができる。

A. 取引される形でのその種の標本が、第2条2(a) 項または附属書 I の規定に基づき、附属書 II に 掲げる種の標本に似ており、CITES 掲載種の標 本を見た執行官がそれらを区別できそうもない。 または

B. 現在の掲載種に関する有効な取引規制が達成されることを保証するために、上記基準 A に挙げた理由以外で説得に足る理由がある。

付記3 特殊な場合

分割掲載

複数の附属書への種の掲載は、それが引き起こす施行上の問題という観点から、一般的には避けるべきである。分割掲載が行われる場合は、一般に亜種ではなく国内または地域個体群に基づいて行うものとする。ある種の一部の個体群を附属書に掲載し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない。

いかなる国の司法管轄範囲内にも入らない種の場

合、附属書での列挙の際、個体群の定義に既存の国際 協定一もしも存在すれば一で使われる条件を用いる。 そのような国際協定が存在しなければ、附属書は個体 群を地域あるいは地理上の座標によって定義すべきで ある。

種レベルよりも低い分類は、附属書では使用しない。 ただし、当該分類群がきわめて識別しやすく、その名 称を用いても施行上の問題が起きない場合はその限り ではない。

上位分類群

上位分類群の全種が附属書 I または II に掲げられている場合、それらはその上位分類群の名称で掲げる。 上位分類群の一部の種が附属書 I または II に掲げられ、その他全部が他の附属書に掲げられている場合、後者の種は上位分類群の名称で掲げ、附属書での注釈の使い方に関する関連決議の規定に従い適切な注釈を付ける。

附属書 II への上位分類群の掲載から附属書 I への分

割掲載に個別の植物種を移行するための提案作成を検 討する締約国は次のことを考慮する

- i) それを人工的に繁殖させることがどの程度容易か。
- ii) 現在、人工的に繁殖させた標本をどの程度栽培に 利用できるか。および
- iii) 特にそれが取引される形においてなど、その種の 識別に関する実施上の問題。

付記 4 予防措置

附属書IまたはIIの改正の提案を考慮するにあたり、種の状態に関し、あるいは取引が種の保護に及ぼす影響に関し、予防的アプローチの観点により不確実な要素があった場合、締約国は当該種の保護にとっての最善を期して行動し、その種にとって予測される危険に応じた対策をとる。

- A.1. 附属書 I に掲載された種は、まず附属書 II に移し、締約国会議間の間隔最低 2 期間分にわたり、取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない。
- 2. 附属書 I に含まれる種については、附属書 II へ 移行されるべきである。
- a) 付記1の関連基準を満たさない場合で、以下の 予防的保護手段のうちひとつを満たす場合
 - i) その種に対しては国際取引の需要がなく、それを附属書 II に移すことが、附属書 I に含まれる他の種の取引を刺激したり、あるいは施行上の問題を引き起こす見込みが低い。または
 - ii) その種に対しては取引の需要がある見込みが 高いが、締約国会議が以下の項目に満足でき るような管理が行われている。
 - A) 条約の要件―特に条約第4条―の原産国に よる施行。および
 - B) 適切な施行管理と条約の要件への準拠。または
 - iii) 改正案の支持文書中に記述された管理手段に基づき、有効な執行上の規制が行われるという条件で、改正案の一部として締約国会議が承認した輸出割当または他の特別な対策を適用。または
- b) 適用可能な決議に準拠するランチング案を提出 し、締約国会議で採択される。

- 3. 附属書 I の種を附属書 II へ移行する提案に関しては、当該種について留保している締約国が考慮すべきではない。ただし、その締約国が改正案採択後 90 日以内に留保を撤回することに同意すればその限りではない。
- 4. 附属書 II から削除した場合、近い将来に附属書 掲載の条件を満たすようになる見込みが高い場 合、いかなる種も削除してはならない。
- 5. 締約国会議の過去 2 回の合間に、著しい取引の 再検討の規定に基づき保全状態を改善する勧告 の対象になった種は附属書 II から削除してはな らない。
- B. 上記 A.2.iii) に従い、種を附属書 II に移す場合、 以下の検討手順を適用するものとする。
- 1. 植物委員会、動物委員会またはある締約国が他の締約国の管理手段への準拠および輸出割当量に関する問題に気づいた場合、事務局にその旨を通知し、その後、事務局がその件を解決できない場合、事務局は常設委員会に通知し、常設委員会は当該締約国と協議した後、全締約国に対し、その締約国との CITES 掲載種の標本の取引を停止し、および/または、その個体群を附属書 I に戻す提案を準備するよう寄託政府に要請することができる。
- 2. 割当量とそれを支持する管理手段を検討する上で、動物または植物委員会が準拠あるいは種に対する潜在的な害に関する問題に直面した場合、その関係委員会は寄託政府に対し、適切な矯正措置を講じるよう要請する。
- C. 上記 A.2.iii) 項に従い定められる割当量に関し
 - 1. 締約国がその割当量の再検討、改正または削除 を望む場合、締約国会議の次回会合で検討する ための適切な提案を提出する。

- 2. 限られた期間について割当量が定められた時、 その期間後に新たな割当量が定められるまで割 当量はゼロになる。
- D. おそらく絶滅したとみなされる種については、再

発見された場合に取引によって受ける影響が考えられる場合、附属書 I から削除してはならない。これらの種には附属書に「絶滅の可能性あり」という注釈をつける。

付記 5 定義、解説、ガイドライン

注:この付記で数値ガイドラインを引用している箇所では、それらは単に例として提示しているにすぎない。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。

繙

条約第1条で、「種」という用語は「種もしくは亜種またはその地理的に隔離された個体群」と定義されている。

「種」および「亜種」は種の生物学的概念に言及して おり、それ以上の定義を必要としない。

これら2つの用語は品種も包含する。

「地理的に隔離された個体群」とは特定の地理的境界 内の種または亜種の一部を指す。これは個体群または 下位個体群、または漁業管理で理解される特定の場合 に便利な用語として「系群」を指すこともある。

これまで締約国会議は「地理的に隔離された個体群」を地理的境界によって区切られた個体群と解釈しており、地理的境界に関するもうひとつの選択肢はめったに使われない。

取引によって影響を受ける

以下の場合、種は「取引によって影響を受けているか、 または受けることがある」。

- i) それが取引されており(条約第1条の「取引」の 定義に従い)、取引がその種の状態に悪影響を与えてい るか、または与えるかもしれない。または
- ii) それが取引されているか、またはその種に明らかな潜在的な国際的需要があり、野生での存続に悪影響を与えることがあることが疑われる。

分布域

ある種の「分布域」は、自然分布域外への侵入または移入の場合を除き、既知、推論、予測される分布域全部を包含するように引くことができる想像上の最短の連続した境界と定義される(ただし、分布域の推論と予測は慎重かつ予防的方法で行うものとする)。だが、想像上の境界内の領域から、その種が生息しないかなりの領域が除かれるため、分布域の定義にあたっては種の空間分布における不連続または分離に注意を

払うべきである。 移動性の種については、分布域はいずれかの段階におけるその種の存続に不可欠な最小域である (例えば営巣地、移動性種の採食地など)。ある種が限られた分布域を持つという決定は分類群ごとに異なり、生息地の特性、個体数密度、固有性などを考慮に入れるものとする。

衰退

「衰退」はある種の豊度(abundance)、分布域の面積または生息地の面積の減少を意味する。個体数の測定が内因性の困難を伴う場合、分布域という観点から見た衰退を評価する方が適切なことがある。

衰退は2種類の方法で表現できる。それは(i)全体的な長期的衰退の程度または(ii)最近の衰退率である。長期的衰退度は基準となる個体群または分布域からの推定または推論される総縮小率(%)である。最近の衰退率は、最近の期間における豊度または分布域内での変化の割合(%)である。衰退度に関する基準値の推定または推論に使うデータは可能な限り遠い過去にまで及ぶようにする。

衰退を認める判定は分類群でとに異なり、例えば 関連分類群の個体数変動などのいくつかの考慮事項に よって正当性を確認できる。過去の著しい衰退度を示 す一般的なガイドラインは基準値の5%—30%の衰退 率とされ、その種の生物学的特性と生産性に従い、そ の間で上下する。生産性はある個体群の最大成長率(%) である。それは生殖生物学、生殖能力、個体成長率、 自然死亡率、成熟年齢、寿命の複雑な関数である。生 産性の高い種は生殖能力が高く、個体の成長が速く、 世代交代が速い傾向がある。

極値である 5% と 30% は比較的少数の種にしかあてはまらないが、中にはこれらの極値よりもさらに外にはずれる種もある。ただし、これらの 2 つの値は単に例としてのみ提示されている。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能

である(² 商業利用される水生生物種への衰退の適用については脚注を参照)。

最近の著しい衰退率に関する一般的なガイドラインは過去10年間または3世代のいずれか長い方における50%以上の衰退である。個体群が小さい場合、過去5年または2世代(いずれか長い方)における20%の衰退率の方が適切なことがある。ただし、これらの2つの値は単に例としてのみ提示されている。それは生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。

過去の衰退度と最近の衰退率は互いに関連させて考慮すべきである。一般に、過去の衰退度が高く種の生産性が低いほど最近の衰退率が重要になる。

過去の衰退度または最近の衰退率を推定または推論するにあたりすべての関連データを考慮に入れるものとする。衰退は進行中である必要はない。短期間のデータしか入手できず、これらのデータに基づく衰退度または衰退率に不安がある場合も上記ガイドラインを適用すべきである(必要に応じ、または関連性があれば、外挿する)。ただし通常、自然変動は衰退の一部としてみなされないが、証拠がない限り、観察された衰退は必ずしも自然変動の一部とはみなされない。計画した水準にまで個体数を減少させる科学的基盤に基づく捕獲計画に従い実行され、その種の存続に有害でない合法的活動の結果として起きる衰退は、普通は「衰退」という言葉に包含されない。

変動

当該個体群の規模または分布域が広く、速く、または 頻繁に変動する時、個体群の規模または分布域の変動が 大きいとみなされる。個体数に短期的な大きな変動があるという判定は分類群ごとに異なる。例えばそれは分類 群での 1 世代の長さに依存する。

分断化

「分断化」とは、ある分類群中の個体の大部分が、小さな比較的孤立した地域個体群中にみられる場合を指す。この結果、これら小さな地域個体群は絶滅する確率が高くなり、再確立の確率は低い。

世代の長さ

「世代の長さ」は最新のコホート(つまり個体群中の新生個体)の親世代の平均年齢である。したがって、世代の長さは個体群中の繁殖個体の回転率を反映する。一生に一度しか繁殖しない種を除き、世代の長さの値は最初の生殖年齢よりも大きく、最高齢の繁殖個体の年齢よりも小さい。危機に瀕して世代の長さが変動する場合は、より自然な(つまり障害が発生する以前)世代の長さを使う。

推論または予測される

これは間接または直接的方法を用いた推定のことで ある。推論は直接の測定値または間接的証拠のいずれ

2 商業利用される水生生物種への衰退率の適用

海洋および大規模な淡水域ではほとんどの場合、5-20%という狭い範囲の方が適切とみなされ、生産性が高い種では5-10%、生産性が中程度の種では10-15%、生産性が低い種では15-20%とされる。だが、この範囲からはずれる種もある。低生産性と低死亡率の間には相関関係があり、高生産性と高死亡率の間にも相関関係がある。生産性の指標として考えられるひとつの目安は自然死亡率で、年0.2-0.5という範囲が中程度の生産性を意味する。

一般に、附属書 I への掲載を考慮する第一の基準は歴史的な衰退の程度である。衰退の程度を推定するための情報が限られている状況では、最近の期間の衰退率自体が衰退の程度に関してある程度の情報を提供できることがある。

附属書 II への掲載については歴史的な衰退の程度と最近の衰退率を合わせて考慮する必要がある。歴史的衰退度が高く種の生産性が低い場合ほど、最近の衰退率が重要になる。著しい最近の衰退率についての一般的なガイドラインは、約10年の期間内に現在の個体数水準から歴史的衰退度に関するガイドライン(つまり利用される魚種の基本値の5-20%)まで個体数を引き下げるような衰退率である。最近の衰退率が極端に高い場合を除き、歴史的衰減退度が50%未満の個体群については、めったに心配する必要はない。

個体群が顕著に衰退していない場合でも、上で附属書 I 掲載に関する考慮について推奨した衰退度ガイドラインに近ければ、附属書 II への掲載を考慮することができる。「近い」という言葉の定義としては、その種の生産性を正当に考慮に入れた上で、関連する衰退度よりも5%から10%高い範囲と考えることができる。

最近の衰退率が重要になるのは、それがまだ起きているか再開する可能性があり、約10年の期間内に附属書 I の衰退度ガイドラインにおいてその種に適用可能な点に到達すると予想される場合に限られる。それ以外の場合は、重要なのは全体的な衰退度である。十分な情報が入手できれば、約10年の期間にわたる最近の衰退率を計算すべきである。入手できるデータが少なければ、より短い期間の年率を使うことができる。傾向が変化した証拠がある場合は、より最近の一貫性のある傾向の方を重視する。ほとんどの場合、衰退が続くと予想された場合にのみ掲載が考慮される。

上記の割合を考えるにあたり、分類群・事例別に絶滅の危険性に影響を与えそうな生物 学的およびその他の要因を考慮する必要がある。分類 群の生物学的特性、利用パターン、分布域によっては、脆弱性要因(この付記に 列挙したような)によって危険性が増すことがあり、一方、軽減要因(たとえば絶対数が多い、退避地の存在など)によって危険性が 低下することもある。

かに基づき行われる。予測では実現しそうな将来価値 を推論 するための外挿を含む。

近い将来

これはある種が附属書 II に掲げられていない限り、現決議の付記 1 の基準をひとつ(またはそれ以上)満たすと推論または予測できるような時間的期間を意味する。これは分類群と事例ごとに異なるが、5 年よりも長く 10 年よりも短いはずである。

個体群の問題

個体群

「個体群」は、その種の個体の合計を意味する(「種」 は条約第1条およびこの付記で定義されている)。

野生個体群

「野生個体群」は、この付記で定義した分布域内で自由に生活するその種の個体の合計を意味する。

地域個体群

「地域個体群」は、個体群中の地理的またはそれ以外 の点で識別可能な集団で、個体群どうしの間に限られ た遺伝的交流しかないものをいう。

個体群の規模

個体群または地域個体群の規模について詳細を提示するとき、提示される情報が総個体数の推定値または効果的な個体群規模(つまり、環境的、行動的、またはそれ以外に、野生で生殖が抑制された個体を除く繁殖可能な個体)あるいは別の適切な測定値、指標または個体群の構成要素に関係するか明確にする。

生活環の全部または一部について生物学的に他の種 に依存する種の場合、宿主または共生種に関する生物 学的に適切な値を選択する。

小さな野生個体群

野生個体群が小さいという判定は分類群ごとに異なり、いくつかの考慮事項によって正当性を確認でき、例えば関連する分類群の個体数である。生産性の低い種については、推定するためのデータが存在すれば、5,000個体未満という値が小野生個体群を構成する適切なガイドライン(しきい値ではない)と判断されてきたが、生産性が高い種では、その値はもっと高くなる可能性がある。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。それは全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

極小野生地域個体群

野生地域個体群が極小であるという判定は分類群ご

とに行われる。推定するためのデータが存在する種については、500 個体未満という値が極小野生地域個体群を構成する適切なガイドライン(しきい値ではない)と判断されてきた。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

絶滅の可能性あり

歴史的に生息が知られている地域全体において、生息地であることが判明している、またはそう疑われる場所を適切な回数(毎日、季節ごと、毎年)徹底的に調査したにもかかわらず、1個体も記録できなかった場合、その種は「絶滅の可能性あり」とみなされる。ある種をおそらく絶滅したと宣言するには、その種のライフサイクルと生活様式から考えて適切な時間枠にわたって調査を実施すべきである。

加入量

「加入量」とは有性生殖か無性生殖のいずれかにより 個体群中に追加される個体の総数である。

絶滅のおそれがある

「絶滅のおそれがある」という用語は付記1で定義されている。絶滅の脅威に対する種の脆弱性は、個体群の個体数動態、生物学的特性(体のサイズ、栄養状態、ライフサイクル、繁殖構造、あるいは生殖を成功させるために必要な社会構造など)、そして密集する習性が原因の脆弱さ、個体群サイズの自然変動、または定着性/移動性パターンによって変化する。このため、すべての分類群に適用できる個体群サイズまたは分布面積という数的な基準値を求めることは不可能である。

脆弱性

「脆弱性」は絶滅の危険性を増大させ、たとえ緩和 要因を考慮に入れた場合も内因性または外因性の影響 を受けやすいことと定義できる。衰退のパーセント値、 地域個体群規模または分布制限区域の地域個体群の規 模に伴う絶滅の危機に影響を与えるいくつかの分類群 また は事例固有の生物学的その他の要素が存在する。 これらは以下のいずれかの側面になりうるが、それら に限定されない。

内的要因

- 生活史(例えば低い生殖能力、遅い個体成長率、 成熟年齢が高いこと、長い世代時間)
- 低い絶対数またはバイオマスまたは制限された分 布域
- 個体群の構成(年齢/規模の構成、性比)
- 行動要因 (例えば社会構造、移動、集合行動)
- 密度(定着性または半定着性の種について)
- 特殊化した最適要件(例えば食性、生息地)
- 共生その他の共依存型などの種間の関連性
- 低下した遺伝子多様性
- 逆補償減少(利用が存在しない場合でも衰退が続く傾向)
- 固有性
- 種子散布機構

- 特殊化した受粉媒介者

外的要因

- 選択的に行われる除去(加入を阻害することがある)
- 外来侵入種による脅威(交雑、病気の伝染、略奪 など)
- 生息地の悪化(汚染、土壌浸食、外来侵入種による変性など)
- 生息地の消失/破壊
- 生息地の分断
- 厳しい環境条件
- 病気による脅威
- 急速な環境の変化 (例えば気候型の移行)
- 確率事象

付記 6 附属書改正提案書式

以下の資料は附属書改正案と適切な支持文書提出のための追加情報と指示を提供するものである。提案者は締約国会議に十分な質と十分な詳細を伴う十分な情報を提供し、提案された措置に関して確立された基準に照らし合わせて会議が提案を裁定できるようにするという必要性に従って行動するものとする。これは関連する発表済みならびに未発表の情報源を使うべきであることを意味する。ただし、種によっては科学的情報量が制限されることが考えられる。さらに、これは提案書式の全要素を取り上げられないことがあることを意味する。生態学的に類似する関連する分類群または種からの類推が判定に役立つことがある。その提案に関する情報を取得するために特に調査が実施された場合、締約国による評価を行うために十分な詳細を盛り込んだ調査結果を提出する。

提案書は普通 12 ページまでに(参考文献の一覧を除く)制限されるので、締約国は注意すること。提案書が 12 ページを超える場合、提案国は条約の公用語に翻訳 した文書を提供する。

A. 提案書

提案国は附属書に対する特定の改正およびそれに関連する注釈またはただし書きを示す。提案国はその種が関連基準を満たすとする根拠が正当であることを明記する。

- 附属書 I への掲載または附属書 II から附属書 I への 移行。この決議の付記 1 中のどの基準が満たされる かを明記する。

- 附属書 II への掲載
 - 第2条2(a) 項に従い。この決議の付記2中のどの基準が満たされるかを明記する。
 - 第2条2(b)項に従い
 - 類似問題(付記 2b の基準 A) という理由から。 この場合、すでに附属書に掲載されている類 似種名を C.11「追記」に記載する
 - 他の理由から(この決議の付記 2a のかつ/または付記 3 で言及したような)
- この決議の付記 4 で指定した予防措置に従い、附属書 I から附属書 II に移動。この決議の付記 2 中のどの基準が満たされるかを明記する。この決議の付記 1 中の基準がもはや満たされない理由を明記する。この決議の付記 4 中の措置のどれが満たされるか、または実施されるかを明記する。
- 附属書 II から削除。この決議の付記 2 中の基準が満 たされない理由を明記する。
- 一他の措置(説明、例えば割当の改正など、が必要)注釈

附属書への掲載に対する特定の注釈を提案する場合、 提案国は次のことを行う。

- 提案する注釈が適用可能な決議を遵守していること を保証する。
- 注釈の実用上の意図を示す。
- 注釈の対象となる部分並びに派生物に関して具体的 かつ正確であること
- 執行官および利用者集団が容易に理解できない場合 がある注釈中の用語に関し、明確かつ簡単な定義を

提供すること(定義は CITES に特有のものとし、注 釈の目的のために実行可能な範囲内で科学的かつ技 術的に正確であること)

- -注釈は野生資源の取引および需要において優位を占める部分並びに派生物を対象とすること
- 実行可能な範囲内で新規注釈と既存注釈の調整を図る。かつ
- 影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確に記す。
- -適用可能であれば、注釈の対象である部分並びに派生物を描画した識別シートを CITES 識別マニュアルに掲載/用意すること

B. 提案者

提案者はこの条約の第 15 条に従い、締約国のみと しなければならない。

C. 支持文書

1. 分類

提案者は提案の対象である分類群を締約国会議が明確に識別できるよう、十分な情報を提供するものとする。

1.1 綱

1.2 目

1.3 科

1.4 属、種、亜種(命名者と年を含む)

当該種が締約国会議が採用した標準名称リストまたは分類参考資料のひとつに含まれる場合は、その参考資料が示す名称をここに記入する。当該種が採用された標準参考資料のひとつに含まれない場合は、提案者は使用した名称の引用源として参考資料を示す。

1.5 同義の学名

特に種の取引に使われる場合を始め、提案国は当 該種について現在使われることがある他の学術名ま たは同義語に関する情報を提出する。

1.6 俗名(適切であれば、取引名を含む)

1.7 コード番号

当該種がすでに附属書に掲載されている場合、 CITES 識別マニュアル中のコード番号を記載する。

2. 概要

提案の重要な要素について簡単な概要を提示する。 締約国は提案文書の重要な節を引用する。

3. 種の特性

この項目で必要な情報は調査、文献調査、関連研究

の要旨である。使用した参考文献は提案書の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が大幅に異なることは了解されており、これらの指示は必要な情報のタイプを示したものである。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば生物学的種の全体を考慮に入れ、適切な背景情報を提示する。

3.1 分布

その種について現在知られている分布域を明記する。可能であれば種の分布が連続的であるかどうかを示す情報を提示し、連続的でない場合は、どの程度まで断片化しているかを示す。

3.2 生息地

その種が占める生息地のタイプを明記し、関連性 があれば生息地の特異性の度合いおよび種の生息域 全体での各生息地タイプの広さを明記する。

3.3 生物学的特性

その種の全般的な生物学的ならびに生活史の特性 (例えば生殖、加入、生存率、移動、性比、再生また は生殖に関する戦略)の要旨を提示する。

3.4 形態的特性

色を含むその種の形態的特性の全般的記述および 分類学上の近縁種から識別するための形態的特徴に 関する情報を提示する。

3.5 生態系内でのその種の役割

入手可能であれば、その種が生態系内で果たす役割およびその他の関連する生態学的情報、この提案がその役割に対して与える潜在的影響を提示する。

4. 状態と傾向

この項目には基準に従い過去と現在の傾向を評価するための定性的ならびに定量的情報が含まれる。使用する情報源は提案の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が異なることは了解されている。以下の指示は可能ならば提示すべき情報のタイプを示している。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば適切な背景情報を提示できるよう生物学的種の全体を考慮すべきである。入手可能であれば提案書には関連する定量分析結果、資源量の評価などを盛り込む。観察、推論、予測のどれに基づき結論を引き出したかを提案書に記載する。

4.1 生息地の傾向

生息地の変化の性質、速度、範囲(例えば生息地 の消失、悪化、変化)に関する情報を提示し、適用 可能であれば断片化の程度と生息地の質における目 に見える変化を記載する。適切であれば生息地と個体数の傾向の間にみられる関連性も記述する。

4.2 個体群の規模

入手可能な最新のデータに基づき、現在の総個体数または可能であれば関連する年齢層ごとに分けた個体数の推定値を示す。使用したデータ源に関する情報を提示する。適切であれば地域個体群の数とそれらの推定規模を提示する。個体群の規模は生息地のタイプその他の方法論上の考慮事項を十分顧慮し、個体数密度を参考にして推定できる。

4.3 個体群の構成

現在の個体群の構成およびその構成中での過去または現在の時間的変化(例えば社会構成、個体数動態、成熟個体の割合、性比など)に関する情報を提示する。 4.4 個体群の傾向

種の数量における現在と過去の傾向に関する基礎的で定量的ならびに定性的情報を提示する(情報源を示すこと)。なんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示す。その種の個体群規模について自然に著しい変動が起きる場合は、その傾向が自然な変動を上回るものであることを実証する情報を提示する。傾向の推定に世代時間を使用した場合は世代時間の推定方法を明記する。

4.5 地理的傾向

種の分布において現在と過去になんらかの傾向が あれば、それらの傾向を測定した期間を示し、入手 可能な情報を提示する。関連性があれば分布 域にお ける変動の程度と周期性に関するデータを示す。

5. 脅威

人が引き起こす脅威(例えば、生息地の消失または 劣化、乱獲、導入種による競争、捕食、病気の影響、交雑、 毒物および汚染物質、等々)の性質、強度、および可 能であれば相対的重要性を特定する。

6. 利用と取引

6.1 国内利用

その種について判明しているすべての用途のタイプと規模を指定し、可能であれば傾向も示す。採取方法の詳細も提示する。飼育繁殖、人工繁殖、野生標本からの利用の規模を示す。

存在が判明している在庫、およびそれらを廃棄するためにとられる可能性のある手段の詳細を示す。 6.2 合法的国際取引

国際取引のレベルを定量化し、引用した統計値の 情報源をあげる(例えば税関統計、CITES 年次報告 書データ、FAO のデータ、業界レポートなど)。 取 引のレベルに関する推定値を正当化する根拠を示す。取引の性質に関する情報(例えば、主に営利目的、主に生きた標本、主に部分と派生物、主に飼育繁殖または人工繁殖された標本など)と、改正案がどのような形で取引の性質に影響を及ぼすと予測されるかを示す。

6.3 取引される部分ならびに派生物

可能な範囲で、取引される製品のタイプも含め、 部分ならびに派生物、それらの部分ならびに派生物 固有の税関の関税コード、それらの部分ならびに派 生物を取引する主な輸出入国を列挙する。

6.4 違法取引

可能な範囲で、国内・国際的な違法取引のレベルを定量化し、その性質を説明する。国内利用または合法的な国際取引のための合法的な採取に関するこの取引の相対的重要性を査定する。改正案がこの取引の性質に及ぼすと予測される影響に関する情報を示す。

6.5 実質または潜在的な取引の影響

当該種に対する脅威として、全体的利用(国内利用を含む)と比較した国際取引のための現在および 将来の利用の重要性について考察する。

7. 法制度

7.1 国内

生息地も含めた種の保護に関係する法の詳細を、個別に(絶滅のおそれのある種に関する法など)、あるいは総合的に(野生生物に関する法とそれに伴う規制など)示す。法律上の保護の性質を示す(つまり、その種が全面的に保護されているか、または採取が規制または制御されているかどうか、など)。種の保護および/または管理を保証する上でのこの法の有効性を査定する。

当該種の取引の管理をつかさどる法に関する同様の情報を示す。この種の違法取引を規制する上でのこの法の有効性を査定する。

7.2 国際

当該種に関する国際的手段の詳細を示し、そのような手段によって可能になる保護の性質を盛り込む。その種の保護および/または管理を確保する上でのこれら手段の有効性を査定する。

当該種の取引の管理に関する国際的手段に関する 同様の情報を示す。その種の違法取引を規制する上 でのこれら手段の有効性を査定する。

8. 種の管理

8.1 管理措置

生息国において当該種の個体群を管理するために 設置された計画の詳細を提示する(例えば野生から の管理収穫、飼育繁殖または人工繁殖、再導入、ラ ンチング、割当制度など)。適切であれば、計画され ている収穫率、割当の設定と実施のために計画され た個体群規模を決定する手順、野生生物管 理に関す る助言が考慮されるよう保証するための 機構などの 詳細も含める。

適用可能であれば、当該種の利用から保全および /または管理計画(例えば価格設定制度、地元社会 の所有権、輸出関税など)への復帰を保証するため に使われる機構の詳細を提示する。

8.2 個体群のモニタリング

野生個体群と野生からの除去の持続可能性に関するモニタリングのために設置された計画の詳細を提示する。

8.3 規制措置

8.3.1 国際

CITES に加え、当該種の標本の国際的境界を越える移動を規制するために設置された措置に関する情報を提示する。マーキング制度が導入されていれば、それに関する情報を含める。

8.3.2 国内

当該種の野生からの持続可能な収穫を保証する ことを目的とした生息国内の規制に関する情報を 提示する。適切であれば教育、法の遵守、法執行 活動に関する情報と計画の有効性に関する評価を 含める。

8.4 飼育繁殖と人工繁殖

適用可能であれば、当該国内の当該種に関するプランテーションを含む商業的な飼育繁殖または人工繁殖事業の詳細を提示し、それには飼育ストックと生産の規模、これらの事業が保全計画に寄与する度合い、あるいはそれらの事業がなければ野生の標本が満たしていたはずの需要を事業が満たす程度を含める。飼育繁殖または人工繁殖計画の管理面での潜在的意味について考察する。また、可能な限りの範囲で原産国外での飼育繁殖または人工繁殖の普及に関する情報も提示する。

8.5 生息地の保全

入手可能であれば、その種の生息地に関係する保 護区の数、規模、タイプ、および保護区域外での保 全計画に関する情報を提示する。

8.6 安全策

種の附属書 I から附属書 II への移行または附属書 II から種を削除する提案、または実質的注釈 が関係 する提案の場合、関連するあらゆる安全策 に関する情報を提示する。

改正案により当該種の取引が増えそうな場合、それが類似種の非持続的取引につながらない理由 を説明する。

9. 類似種に関する情報

取引される標本が酷似している種の名称を提示する。 どのように識別するかを詳細に提示し、特に頻繁に取 引される商品または部分や派生物の詳細を含め、専門 家でなくとも情報を与えられれば確実に識別できると 期待することが妥当かどうかを説明する。掲載を提案 された種の標本を類似種の標本、特にもっとも頻繁に 取引される標本から識別する上での難しさをいかに解 決するかを詳細に提示する。

10. 協議

直接の接触により、あるいは CITES 事務局を通じ、種の生息国から提案に関する所見を得るために行われた協議の詳細を提示する。各国から受けとった所見を提示するものとする。所見は求めたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合は、その旨注記する。要請した日付も記入する。

著しい取引の再検討の対象である附属書 II 掲載種の 附属書 I への移行を提案する場合、提案国は影響を受 ける生息国および適切であれば動物委員会または植物 委員会と協議する。提案国は改正案を提出する理由の 正当性を証明する根拠を明らかにする。CITES 事務局 を介した締約国との協議の場合は、生息国からの情報 と非生息国からの情報を分離する。

他の国際協定または政府間組織による管理も行われている種の場合、それら組織あるいは団体の所見を得るために行われた協議の詳細を提示し、それらの所見が支持文書でどのように取り上げられたかを示す。所見を求められたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合、その旨注記する。要請した日付も記入する。

11. 追記

12. <u>参考</u>